

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

国体選手選考委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）定款第40条の規定に基づき、国体選手選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、国民体育大会の監督・選手等を審査のうえ決定する。

第3条 委員会の委員は、会長、副会長、専務理事のほか、次の者により構成し、県ス協会長が委嘱する。

- | | |
|------------|----|
| (1) 学識経験者 | 2名 |
| (2) 競技団体代表 | 4名 |
| 冬季競技 | 1名 |
| 夏季競技 | 1名 |
| 屋内競技 | 1名 |
| 屋外競技 | 1名 |
| (3) 郡市団体代表 | 2名 |
| (4) 学校団体代表 | 1名 |

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |

2 前項の役員は、委員の互選による。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。